あなたの国民年金⑥

まず加入

納めてもらう国民年金！

②死亡一時金　保険料を3年以上納めた方が年金を受けないまま亡くなり、遺族が遺族基礎年金を受けられないとき受けられます。この金額は保険料を納めた年数により異なります。

③付加年金　通常の保険料のほかに月額400円付加保険料を納めると、老齢基礎年金を受けるようになったとき年金額に上積みされます。

◎国民年金の福祉施設があります。

一般の方々に利用していただくための国の福祉施設です。

◎住宅資金も借りられます。

国民年金に3年以上加入すると、低利の資金を借りられます。

◎年金は物価の動きに合わせてスライド制度がとられています。

その時の物価の上昇に合わせて年金額が引き上げられます。

※国民年金についてのお問い合わせは、市役所民生課年金係（☎(63)2-1-1内線1-37）まで。

◎第1号被保険者（自営業の方など）だけが受けられる年金

第1号被保険者には、前号でお知らせした3種類の年金のほか、次の給付があります。

①寡婦年金　夫が死亡したとき妻に支給されます。ただし、加入期間（滞納している期間は含まれません）が25年以上あることなどの支給要件があります。

行政書士
許認可手続

行政と住民とのパイプ役
〝あなたの街のアドバイザー〟
お気軽にご相談ください。

無料相談

平成二年十月一日
県下各行政書士事務所

高知県行政書士会

――同和教育シリーズ――

部落はいつ、だれが、何のために つくったのでしょうか⑨

幕府は、中世、戦乱の時代に土地を追われ、経済を支える農業から離れて雑業に従事していた人たちを仕事別に登録し、民衆の間に浸透しつつあった差別意識を巧妙に利用して、次第に身分を制度化しようとしました。

当時、農業の傍ら武具などに必要な皮革を扱っていた人たちは「御皮師」として優遇されていましたが、戦国時代も終わり、戦のない時代に入って、戦道具としての皮革の需要が減少してくると、皮革細工の過程でいやなにおいがある等の理由で、だんだん卑しめられるようになりました。

慶長年間（一六〇三年ごろ）の太閤検地帳や、これに類する史料の中に、百姓の肩書に「かわた」の呼称が広い地域にわたって記載されています。

土佐藩では、この時代に作成された「長宗我部地検帳」の「坂の者」の一部には「坂之者皮給」とあり、皮細工によって「皮給」として土地保有が許されていた記録があります。

このように、皮革を扱っていた人は、ほぼ全国的に「かわた・皮多・かわや」などと呼ばれていました。土佐藩では「坂の者」と呼ばれていましたが、一六八三（天和三）年には、月番家老の公式記録に「かわた一六四一人」と全国的な呼称である「かわた」と書かれています。

「かわた」と呼ばれる人たちが、すべて皮革業と関連があったとは考えられませんし、農民から離れて雑業についた人たちも徐々に組み入れられたのではないかと思われますが、確かな時期や身分は明らかになっていません。

しかし、こうした人たちの住んでいる村が、時代の経過とともに他の村と区別され、「かわた村」と呼ばれる集落を形成していたのが、今日の被差別部落と深くかかわっています。

江戸幕府ができて百年ぐらいたった元禄時代の終わりごろ、歴代将軍による浪費と、相次ぐ天災などで、幕府の財政は非常に苦しくなってきました。

一七一六（享保元）年、八代将軍吉宗は、幕府や藩の財政を立て直す政策を次々と打ち出しました。倹約を命じて支出を抑える一方、新田開発を進めたり、過去数年の収穫高に基づいて年貢率を一定にする定免制を採用するなど、収入の安定と増加を図りました。

幕府や藩は、農・漁民が生活の苦しさを訴えないようにするため、身分制度の立て直しを図り、分裂支配を強化するため、百姓、町民よりもさらに低い身分を作りました。

低い身分とされた人びとは、土地を離れた農・漁民や落武者、また、農業以外（壁師・鋳物師・青物売買・関守・渡守など約二十八種）の仕事についていた人たちや「かわた村」の住民たちでした。この人たちが、支配者によって長い年月をかけて法制的な身分として固定されていったのです。

（つづく）